



# 事務所だより 7月号

西田成希税理士事務所

盛夏の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

6月18日の大阪北部の地震はビックリしました。皆さんは大丈夫でしたか？西田家では被害なしでした。ご心配おかけしました。

地震の時、私はお風呂掃除をしていました。スマホの緊急地震速報が鳴り響き、ゴゴゴッ、ミシミシッと来て、さすがにお風呂場から飛び出しました。水槽が揺れまくっています。割れたらとんでもないことになるので、すぐに抑えに行きました。我ながらナイスダッシュ！です（これがテニスの時にできれば(>\_<)）。それでもだいぶ水は零れましたが、何とかセーフ。「第2波が来るかも」と身構えながら、家族を確認(家族が2番目？水槽の方が大切?!)。「ヤバイ！ヤバイ！」とは言ってましたが、みんな無事でした。第2波もなさそうでしたので、零れた水や動いた本と家具を片付けてひと段落。



さて仕事へ出発。私は9時30分にお客様のところに何う予定でした。電車・バス？交通機関は軒並み麻痺。そこは自転車で行ける場所、予定通りお伺いすることができました(^)v。自転車強し！（9時過ぎにテニスコートの横を通ったのですが、テニスをしているご婦人グループがいました。こんな時にも「テニス優先(?)」。私より強者です）。

事務所兼自宅の我が家、耐震等級が3級相当らしいです（認定は取ってません。ケチりました(>\_<)）。確かに筋交いや柱同士をつなぐ金具がついてました。そんな我が家ですが、実は一番安全なのは『浴室』です。いわゆるユニットバスですが、パンフレットによると、震度6強相当の揺れを1分間加えても倒壊しない仕様、と書いてあります。不動産業者の方も言っていました、「地震があったらお風呂場に逃げたら大丈夫ですよ！」と。いやいや「家自体安心ですよ」と言っただけですが…。まあ、潰れにくいところがあるのなら「よし」としましょう。ん？待てよ、地震の時、お風呂掃除してたよなあ、お風呂場から飛び出したぞ、あかんパターンやん(´Д`;)。

蒸し暑い日が続いています。ビールがおいしい季節ですが、飲みすぎにご注意下さい。また、熱中症にもお気を付けくださいませ。では、事務所だより7月号をお送りします。

行先「試運転」です。地震の時の一コマ。阪神芦屋駅にて



願いごとは？

## ☆ お知らせ (2018年7月の税務)

期 限	項 目
7月10日	6月分・ <b>半期特例分</b> 源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
7月17日	所得税の予定納税額の減額申請
7月31日	所得税の予定納税額の納付(第1期分)
	5月決算法人の確定申告 < 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税 >
	2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 < 消費税・地方消費税 >
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 < 消費税・地方消費税 >
	11月決算法人の中間申告 < 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 > (半期分)
	消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告 < 消費税・地方消費税 >
	消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2ヶ月分) < 消費税・地方消費税 >
	固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付

## ☆ 国税庁が消費税のインボイス制度の導入のためのパンフレットを公表

消費税の増税が近づいています。時期は、2019年10月からです。今回の増税では、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の2つの税率が存在します。この複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式(以下:インボイス制度)が2023年10月1日から導入される予定ですが、国税庁はその周知を図るため、パンフレットを作成し、ホームページに公表しました。

インボイス制度の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である適格請求書発行事業者が交付する適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

適格請求書とは、売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段であ

り、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

適格請求書発行事業者となるには、税務署長に登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

登録申請書は、2021 年 10 月から提出可能ですが、インボイス制度が導入される 2023 年 10 月 1 日から登録を受けるためには、2023 年 3 月 31 日までに申請書を提出する必要がありますので、ご注意ください。

適格請求書発行事業者には、取引の相手方（課税事業者に限る）の求めに応じて、適格請求書を交付する義務及び適格請求書の写しを保存する義務があります。

ただし、適格請求書交付が困難な公共交通機関である船舶やバス、鉄道による旅客の運送（3 万円未満のものに限る）や、出荷者が卸売市場で行う生鮮食料品等の譲渡、自動販売機により行われる課税資産の譲渡等などの取引は、適格請求書の交付義務が免除されます。

インボイス制度の下では、適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合を除き、一定の事項を記載した帳簿及び請求書等（適格請求書又は適格簡易請求書など）の保存が仕入税額控除の要件となります。

また、202 年 10 月 1 日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」か、適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」を選択することができます。

ただし、売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」で計算する必要があり、売上税額について積上げ計算を選択できるのは、適格請求書発行事業者のみとなります。

早めの準備と今後の動向に注目です。

#### ☆ オリンピック期間の宿泊税

東京都は、東京オリンピック・パラリンピックの開催期間を含む 2020 年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの 3 ヶ月間、都内のホテルや旅館の利用者から徴収する宿泊税を免除する方針を明らかにしました。東京都宿泊税条例改正案を都議会定例会に提出する予定です。

都の宿泊税は、「国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる」ことを目的とし、2002 年 10 月に全国で初めて導入された法定外目的税です。ホテルや旅館の宿泊者を対象に、宿泊料金 1 人につき 1 泊が「1 万円以上 1 万 5 千円未満」で 100 円、「1 万 5 千円以上」で 200 円を徴収しています。18 年度の税収は 25 億円を見込んでいます。

都は招致段階に国際オリンピック委員会（I O C）に対し、各国の代表選手やコーチなどの大会関係者には宿泊税を課さないと約束しています。しかし対象を限定すると、税を徴収する宿泊施設側の事務負担が増大するため、混乱を引き起こす恐れがあることを考慮し、観戦者や

ボランティア、観光客を含め、一律で課税を見送ることにしました。都主税局では、3 ヶ月間の課税免除で約 5 億 5 千万円の減収になると予想しています。

別に免除する必要はないと思うのは、私だけでしょうか？

#### ☆ 悪質な滞納事例を公表

国税庁では、新規発生滞納の抑制及び滞納整理の促進を図っており、処理の進展が図られない滞納案件については、差押債権取立訴訟や詐害行為取消訴訟といった国が原告となる訴訟を提起したり、滞納処分免脱罪による告発を活用して、積極的に滞納整理に取り組んでおります。

原告訴訟に関しては、2016 年度は 158 件（前年度 156 件）の訴訟を提起し、その内訳は、「差押債権取立」18 件、「供託金取立等」6 件、「その他（債権届出など）」129 件のほか、とくに悪質な事案で用いられる「名義変更・詐害行為」が 5 件となりました。

そして、係属事件を含め 154 件が終結し、国側勝訴は 33 件、取下げが 5 件、その他が 116 件で、国側敗訴は 0 件となりました。

また、財産の隠ぺいなどにより滞納処分の執行を免れようとする悪質な滞納者に対しては、「滞納処分免脱罪」の告発を行うなど、厳正に対処しております。

同免脱罪の罰則は、3 年以下の懲役か 250 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科とされております。

悪質な滞納事例をみてみますと、ブロック工事業を営む滞納者 A は、税務調査で売上除外を指摘され、申告所得税等の修正申告を行いました。A は修正申告時点では自宅不動産以外には財産がなく、他方で多数の債権者に財産の価額を上回る債務を負っていました。

そのため、滞納国税約 500 万円を一括納付できず、自宅不動産の担保提供を申し出ていたましたが、不動産の登記簿を確認したところ、登記簿名義を長女に移していました。

さらに、A は長女から返済期限のない借入をしており、国税を納付できなくなることを知りながら、借入の返済として自宅不動産を長女に譲り渡したことを把握しました。

多数の債権者のうち、あえて長女にした返済は、他の債権者を害する行為と判断し、長女を被告として詐害行為取消訴訟を提起した結果、勝訴判決を受けた税務署長は、自宅不動産を A 名義に戻した上で、差押え（約 300 万円）を行い、国税の徴収を確保しました。

なお、上記の詐害行為取消訴訟とは、国が滞納者と第三者との間における債権者（国）を害する法律行為の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して滞納者に復帰させるために行うものです。

西田成希税理士事務所  
〒659-0053  
兵庫県芦屋市松浜町 6 番 14-2 号  
電話 090-7490-7396  
F A X 0797-78-6488